

(抜粋資料)

平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)

「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

市町村

成年後見制度利用促進基本計画

策定の手引き

平成 31(2019)年 3 月

成年後見制度の利用促進を目的とした
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会
(事務局：一般財団法人 日本総合研究所)

はじめに

本手引きの構成と使い方

「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会」委員名簿

I	市町村編	1
1	市町村計画策定の趣旨	1
	(1) 計画策定の法的根拠	1
	(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容	2
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画	3
	(4) 計画策定の意義と効果	9
	(5) 計画策定の流れ	11
2	市町村計画のパターン	12
	(1) 市町村計画のパターン	12
	(2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合	13
	(3) 地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定する場合	23
3	効果的な計画策定のプロセス	32
	(1) 担当課の決定	32
	(2) スケジュールの決定	34
	(3) 現状の確認	36
	(4) 課題整理	40
	(5) 計画策定メンバーの決定	42
	(6) 市町村計画案の作成	44
	(7) 意見の聞き取りと反映	48
	(8) 計画の決定と公表	50
	(9) 協議会への報告	51
	(10) 計画の見直し	56
	◆委員コラム	48 63 65
II	都道府県編	67
1	都道府県に期待される市町村支援の内容	67
	(1) 成年後見制度利用促進法、国基本計画	67
	(2) 本事業アンケート調査結果からみえる、市町村から都道府県への期待	68

2	都道府県が行っている市町村支援の例	70
(1)	北海道・北海道社会福祉協議会	71
(2)	埼玉県・埼玉県社会福祉協議会	73
(3) - 1	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	76
(3) - 2	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	79
(4) - 1	静岡県・静岡県社会福祉協議会	80
(4) - 2	静岡県・静岡県社会福祉協議会	82
(5) - 1	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	85
(5) - 2	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	87
◆	委員コラム	90 92 94

Ⅲ 資料編

1	成年後見制度利用促進基本計画	99
2	市町村	115
3	都道府県	128
4	地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例	136

本手引きの構成と使い方

○本手引きは、Ⅰ市町村編、Ⅱ都道府県編、Ⅲ資料編の3部で構成しています。

Ⅰ 市町村編

ポイント1：実際の市町村計画の例を掲載

- ・本手引きでは、策定形態や人口規模などを勘案し、4つの自治体の計画例を掲載し、ポイントを解説しています。
- ・まず、計画の内容や例を知りたいという方は、「2」をご覧ください。

ポイント2：市町村計画を策定する上での参考プロセスを整理

- ・市町村計画策定の参考プロセスをまとめています。計画の実効性を高めたいという方は、「3」をご覧ください。

ポイント3：市町村計画の見直しや次期計画の策定に向けたポイントを整理

- ・本手引きでは、計画を実行する段階での記録やデータの取り方、見直しの考え方についてまとめています。市町村計画の見直しや次期計画の策定を視野に入れて計画を策定したい方は、「3」(9)(10)をご覧ください。

Ⅱ 都道府県編

- ・成年後見制度利用促進法や国基本計画の中で書かれている都道府県に期待される市町村支援の内容を整理するとともに、実際に都道府県が行っている市町村支援の事例を掲載しています。

Ⅲ 資料編

- ・審議会設置条例の例や協議会設置要綱の例など、基本計画策定にあたって参考となるような資料を掲載しています。

1. 市町村計画策定の趣旨

(1) 計画策定の法的根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

さらに国基本計画 p.20～21 において、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容が以下のよう示されています。

国基本計画 p.20～21 抜粋

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

○促進法第23条第1項（現在は第14条第1項）において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

○市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。

- ・上記(2)①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- ・上記(2)②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- ・上記(2)④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- ・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- ・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

※上記(2)①～⑥については、国基本計画 p.9～18 参照

(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

国基本計画の「盛り込むことが望ましい内容」を要約すると、次のようにまとめることができます。

市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容

- ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方



ポイント！市町村計画に盛り込むことが望ましい内容の関係性

目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること



目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

ネットワークの役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築



具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
 - ・広報機能
 - ・相談機能
 - ・成年後見制度利用促進機能
 - ・後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画

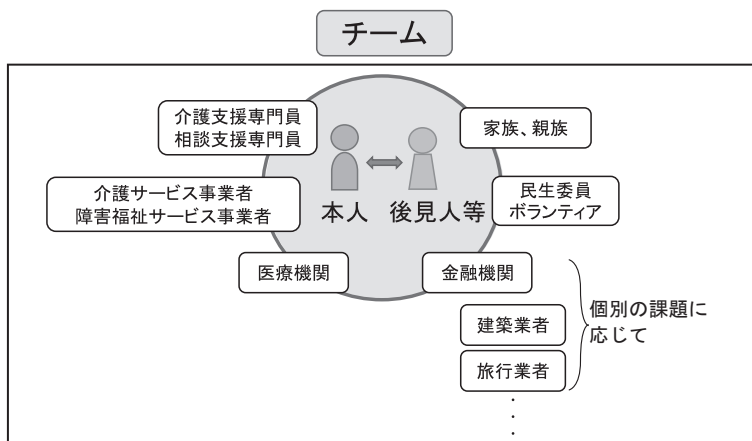
①権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

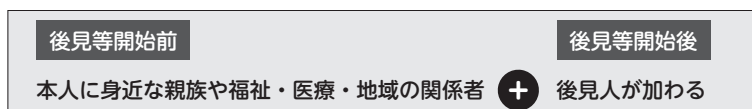
「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

②チームとは

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み



メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症患者医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。

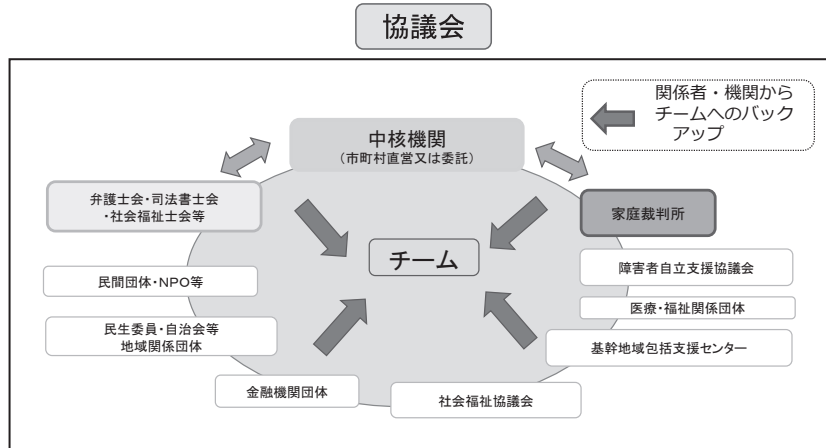


後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たします。後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

国基本計画では、必要に応じ、法律・福祉の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組み（介護保険や障害福祉のサービス担当者会議等）を活用して編成することとされています。

③協議会とは

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。



国基本計画では、協議会の整備により以下のような内容を期待しています。

- 1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
 - ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - ・多職種間での更なる連携強化を進めること
- 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

協議会は、必ずしも一つの会議体である必要はありません。既存の支援の仕組み（地域ケア推進会議、自立支援協議会、高齢者虐待防止ネットワーク連絡会、権利擁護センター運営委員会）などを活用することができます。それぞれのネットワークの機能を拡充したり、複数の会議体を活用したり、打ち合わせ等を行うことによって「期待される成果」を発揮することができます。ただし、何らかの形で家庭裁判所の関与を求めることが重要です。

④中核機関とは

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託等）。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

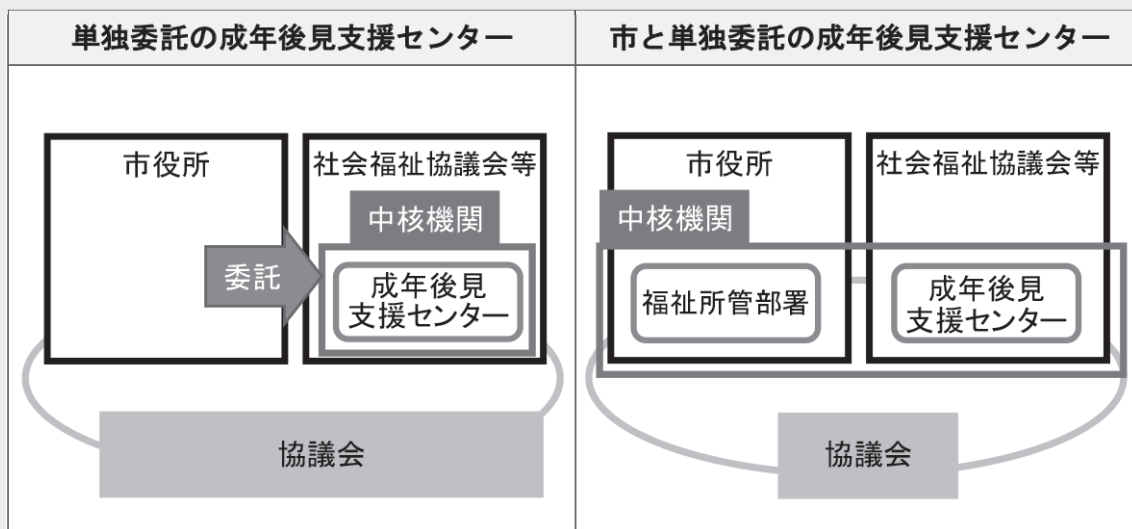
国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、一つの機関ですべての機能を満たさなければならないわけではありません。市町村計画では、この中核機関についての整備、運営方針について記述することになります。



ポイント！中核機関の整備パターンの例

パターン1

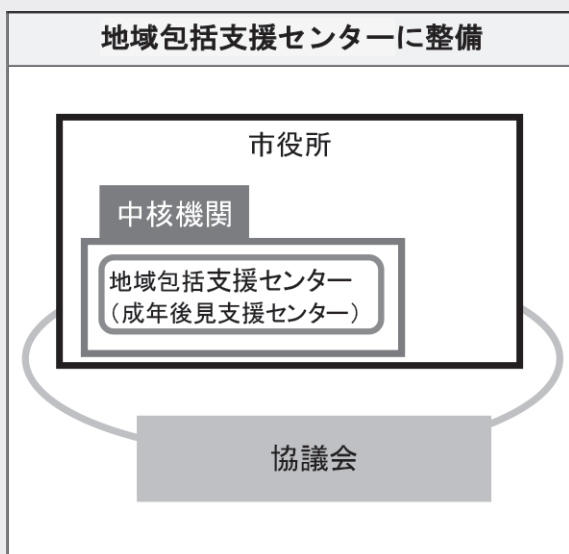
社会福祉協議会等へ委託した「成年後見支援センター」「権利擁護センター」を中核機関としている市町村や、委託先の「成年後見支援センター」「権利擁護センター」と委託元の所管部署の両方を合わせて中核機関と位置付けている市町村があります。



※資料編に、市と単独委託の成年後見支援センターの例として、愛知県豊田市に関する関連資料を掲載しています。ご参照ください。

パターン2

地域包括支援センターの中に成年後見支援センター等を整備し、中核機関としている市町村があります。

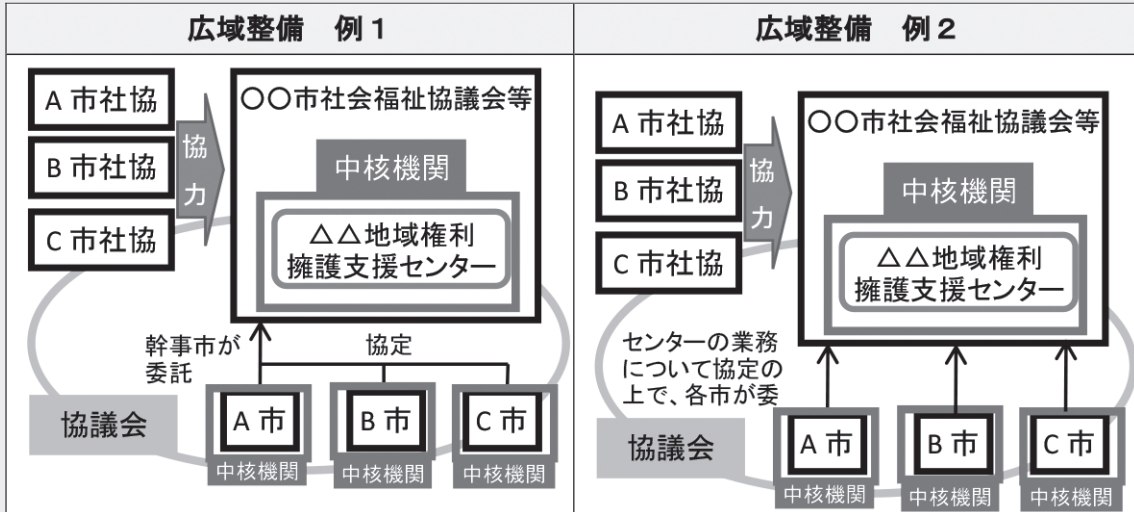


※町の地域包括支援センターにおいた例として、新潟県阿賀町の計画を掲載しています。p.14 をご参照ください。

パターン3

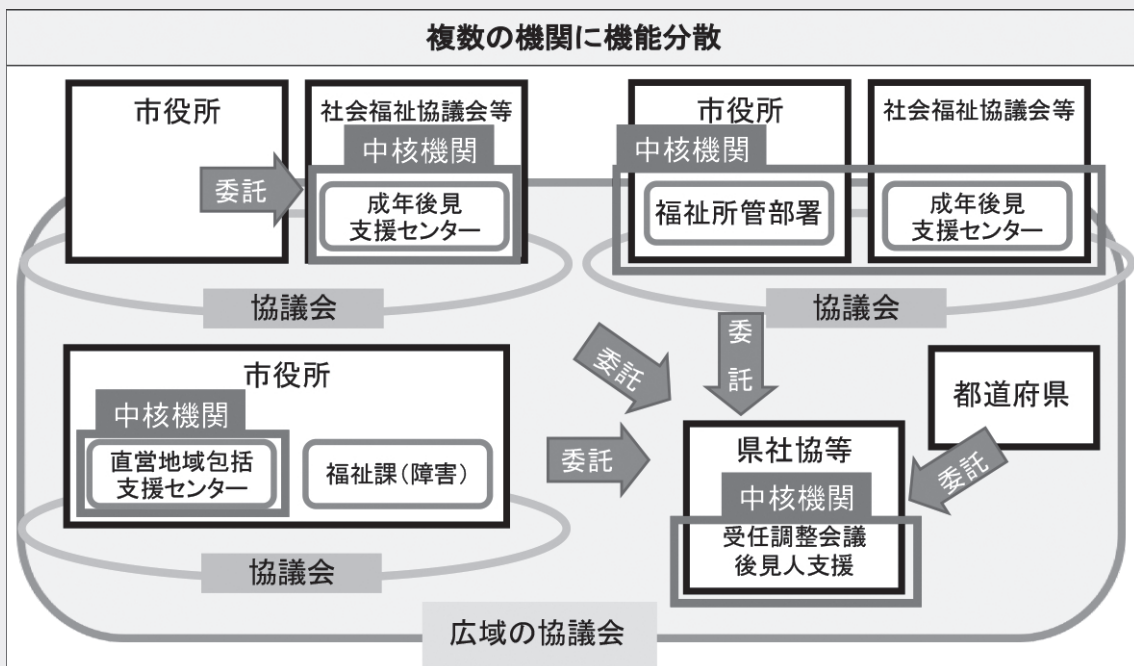
複数の市町村が共同して、社会福祉協議会やNPO団体に中核機関を整備しているパターンもあります。

このような広域整備の場合、幹事市が委託している場合と、それぞれの市が委託している場合があります。



※資料編に、広域整備2の例として、上伊那成年後見センターに関する関連資料を掲載しています。ご参照ください。

パターン4



※複数機関の機能分散の例として、香川県三豊市の計画を掲載しています。p.17 をご参照ください。

国基本計画は「地域において重層的な支援体制を構築していく観点」から、「市町村単位の機関に対しさらに広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討すべき」としています。

このことから、受任調整会議や後見人支援機能については広域整備とし、広報・相談については市町村単位で機能させるといった選択をする市町村もあります。



ポイント！中核機関をおくための手続き

中核機関をおくための手続きは、明確に定められているものではありませんが、書面で記録を残しておく、組織として決定したということが明確になり、実効性を高めることができると考えられます。

例えば、以下のような方法が考えられます。 ※ 1)、2)、3) の具体例は、巻末資料編を参照

- 1) 協定書の締結
- 2) 設置要綱
- 3) 委託仕様書、委託契約書での明記
- 4) 庁内内部決裁
- 5) 市町村計画での記載

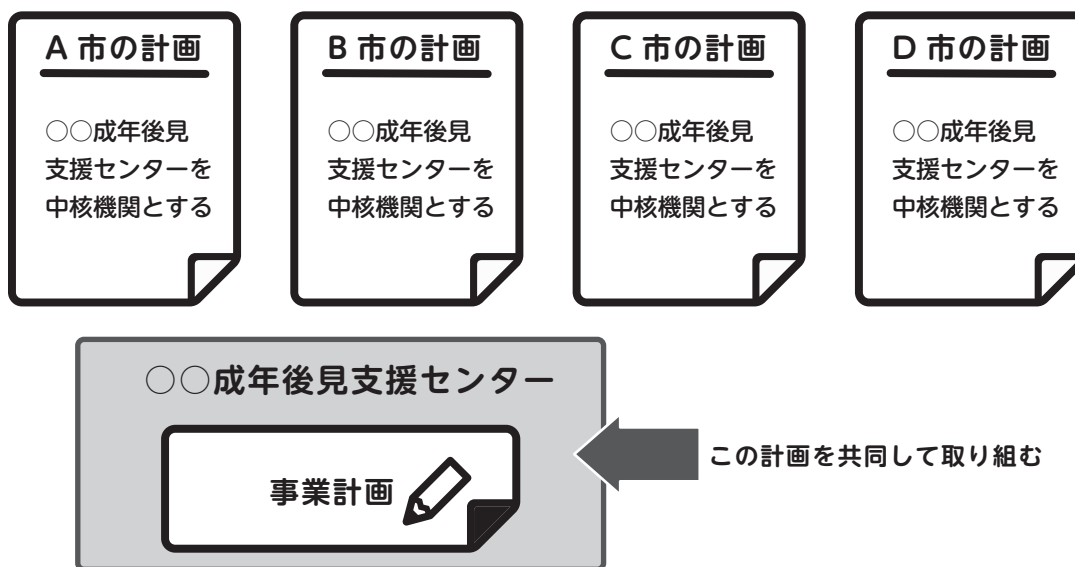


ポイント！広域整備の場合の計画策定の考え方

中核機関を広域整備とする場合でも、各自治体で市町村計画を策定します

中核機関を広域で整備することと、市町村計画を広域で策定することは、分けて考えます。中核機関を近隣の自治体と共同で広域で整備する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定します。

この場合、各市町村計画には、どの機関を中核機関とするかを記載したうえで、別途、中核機関の事業計画等で具体的な取組方針を共有します。その事業計画等をもとに、各自治体が連携して取り組むことになります。



⑤ 4つの機能

国基本計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、以下が示されています。市町村計画では、これらの機能の段階的・計画的な整備の方針を盛り込むこととなります。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

(国基本計画 p.11 ~ p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
 - (b) 担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人貢献の担い手などの育成・支援)
 - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

なお、国基本計画は、優先して整備すべき機能として、相談機能、広報機能をあげています。成年後見制度の特長や留意点をわかりやすく広報、説明すること、成年後見制度を含む権利擁護支援の相談をどこが受けているのか、窓口を分かりやすく明示することが求められています。

地域連携ネットワークの 3つの役割	中核機関の4つの機能 (+ 副次的効果)	国基本計画(p.3)における 7つの場面
権利擁護支援の必要な人の 発見・支援	広報機能	場面① 制度の広報・周知
早期の段階からの相談・対 応体制の整備	相談機能	場面② 相談・発見 場面③ 情報集約
意思決定支援・身上保護を 重視した成年後見制度の運 用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	場面④ 地域体制整備 場面⑤ 後見等申立て
	後見人支援機能	場面⑥ 後見等開始後の 継続的支援
	(不正防止効果)	場面⑦ 後見人等の不正防止

※中核機関の4つの機能を充実させることの副次的効果として、不正防止があります。

※各機能の具体例は p.57 ~ を参照ください。

ポイント!



新しい「箱もの」整備ではなく、中核機関や権利擁護支援の地域連携ネットワークの「機能」をどう整備し、充実させていくかという視点で市町村計画を立てる。

(4) 計画策定の意義と効果

①効果的で着実な推進

市町村計画を策定することは、^a「権利擁護支援の地域連携ネットワークについての目指すべき姿」を、庁内外に対して明らかにすることといえます。権利擁護支援については、各福祉法の所管、権利擁護業務の所管、さらに地域住民、介護・福祉サービスの事業者、法律・福祉職などの専門職団体等、関係者・関係機関は多岐にわたります。^b的確にニーズを把握し、計画の見直し年度までに達成する具体的目標を設定することで、多岐にわたる施策の整合を図り、着実かつ効果的に推進することができます。

※ニーズ整理については、p.37 を参照

【市町村計画の策定に取り組んでいる市町村職員の方のご意見（一部）】

a. 目指すべき姿の明確化

- ・単独で市町村計画を策定しているため、計画の理念を「権利擁護支援の必要な人にとっての意思決定支援の重視と、自発的意思が尊重される地域づくり」として、内容を権利擁護に集約できた。また、中核機関の必要性を明確にすることで、既存のセンターの機能強化を図ることができた。（一般市）
- ・地域福祉計画に盛り込んだことで地域福祉としての位置付けが明確となった。（町村）

b. ニーズの整理・把握

- ・先進地の中核機関の設置方法や運営状況を視察することで、自分の自治体との比較ができ課題が明確化できた。（中核市）
- ・町内の成年後見制度の利用が必要な人数を把握できたことにより、緊急性のある課題であるということを認識することができた。また、関係機関等と権利擁護支援を必要としている方の情報を共有することができ、その後の事業推進に活かすことができた。（町村）

②段階的整備の担保

国基本計画は、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）について「段階的整備・計画的」を求めています。

計画策定という手法を用いることにより、計画の見直しの際に、次に整備する機能についての具体的目標を設定することができます。一度にすべての機能を整備できなくとも、段階的な体制整備を担保することができるため、市町村として、利用促進の取組に着手しやすくなります。

ポイント!



一度にすべての機能を整える必要はなく、段階的・計画的な整備で構いません。

③地域連携ネットワークの構築・強化

適切なプロセスを経て策定された市町村計画は、地域連携ネットワークの構築・強化の前提となるものです。^a 庁内関係部署、^b 地域住民、関係者・関係機関を巻き込んだ形で計画を策定すると、^c 目指すべき姿についての共通認識を形成することができ、体制整備における適切な役割分担が可能となります。さらに結果として、^c 関係機関等からの協力が得られやすくなるため
^d 迅速な個別対応を行うことができるようになり、権利擁護支援を推進することができます。

【市町村計画の策定に取り組んでいる市町村職員の方のご意見（一部）】

a. 地域連携ネットワークの構築・強化（庁内）

- ・自治体が行うべきことが明示されたことにより、成年後見制度に関して福祉部門（総務課、高齢福祉課、障害福祉課）が連携する体制ができた。（政令市）

b. 地域連携ネットワークの構築・強化（庁外）

- ・今後、市町村計画策定に取り組んでいく予定だが、その前段として地域連携ネットワーク協議会の準備会を発足し、これまでつながりの薄かった司法関係者（家庭裁判所・弁護士・司法書士）との関係を構築することができることはプラスになると感じる。（政令市）
- ・今年度から「成年後見制度体制検討会」を開始。司法書士や社会福祉士、市内の高齢・障害支援事業所、施設職員と成年後見制度についての課題や今後の施策についての意見交換を行うことで、体制整備を進めるための基盤ができた。（一般市）
- ・幅広い年齢層の権利擁護を考えることで、各団体との横のつながりが一層強くなり、福祉行政の強化を図ることができると思う。（町村）

c. 関係者の理解促進

- ・行政と社協が協働で取り組んでいく意識醸成を図ることができつつある。（一般市）
- ・ケアマネジャーや相談支援事業所、地域包括支援センター職員の権利擁護支援の意識づけがされた。（一般市）
- ・「高齢者」や「障害者」、「地域福祉」といった領域を超えて権利擁護の地域づくりを検討する必要があるため、行政や専門職団体・事業所等も含めた多職種連携の意識が向上している。（町村）

d. 権利擁護支援の推進・個別対応の迅速化

- ・計画策定を行ったことで、補助・保佐類型の申立てが促進された。（一般市）
- ・定期的に連絡会を開催していたため、市長申立ての際に成年後見の受任を依頼しやすくなった。（一般市）

(5) 計画策定の流れ

市町村計画の策定にあたっては、以下の流れが想定されます。
これらは、必ずしも順番に進むものではなく、各市町村の実情に応じて、前後したりプロセスを省略したりすることも考えられます。



2. 市町村計画のパターン

(1) 市町村計画のパターン

計画策定方法は、大きく分けて、以下の2通りが想定されます（両方策定する場合もあります）。それぞれの策定方法についての特長と留意点は以下の通りです。

	成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定	地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定
特長	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援に特化した目標を立てることができる。 ・具体的な施策目標、担当部署が明示しやすい。 ・当該計画の検討に必要な策定メンバーを選出しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する分野、施策とのつながりを提示することができる。 ・アンケート調査や評価・見直しを、他の法定計画と一体的に行うことができる。 ・計画策定委員会開催にかかる経費を縮減できる。 ・上位計画や他の計画に位置づけられていると、市町村の総合計画と連動させやすく、予算確保につながりやすい。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の評価・見直し等、PDCAサイクルについて、その都度取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定メンバーに成年後見制度に関する専門職団体等が入っていない場合、計画に掲げている内容について、別途、チェックしてもらう必要がある。 ・具体的な内容を書き込みづらい場合は、別途、事業計画やアクションプラン等を立てることが必要となる。
計画に盛り込むべき事項	本手引き p.2、p.13 阿賀町 (p.14～)、三豊市 (p.17～) の例を参照	本手引き p.2、p.23 女川町 (p.25～)、八戸市 (p.26～) の例を参照



ポイント！ 広域整備の場合の計画策定の考え方（再掲）

中核機関を広域整備とする場合、各自治体で市町村計画を策定します

中核機関を広域で整備することと、市町村計画を広域で策定することは、分けて考えます。中核機関を近隣の自治体と共同で広域で整備する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定します。

この場合、各市町村計画には、どの機関を中核機関とするかを記載したうえで、別途、中核機関の事業計画等で具体的な取組方針を共有します。その事業計画等をもとに、各自治体が連携して取り組むこととなります。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合

成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合、以下のような形で、「市町村計画に盛り込むことが望ましい事項」（本手引き p.2 参照）を盛り込むことが考えられます。

成年後見制度利用促進基本計画を単体で策定する場合のイメージ

1 ○○市（区町村）成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

2 現状と課題

(1) 現状

※成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況（市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、広報啓発、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況）などを用いて現状を示すことができます。

※成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができます。

本手引き
p.36 参照

(2) 課題

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を書きます。

本手引き
p.40 参照

3 今後の取組

(1) 本計画における取組目標（段階的に整備するものはその旨記載）

※権利擁護支援ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられます。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を進めることができます。

事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もあります。

(2) 中核機関、チーム、協議会等についての体制整備の方針について

(3) 助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示します。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになります。

4 評価

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられます。例えば「○年度に、【○○市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聴き、計画を見直す」等の記述が考えられます。

本手引き
p.56 参照

新潟県阿賀町（人口 11,078 人、高齢化率 47.0%（平成 30.12.31 現在））では、平成 25 年秋頃から、認知症高齢者や障害者手帳所持者の支援体制のあり方について意見が出され、県社会福祉協議会のバックアップもあって、県弁護士会を含む県・町関係者によるプロジェクトチームによる勉強会、ニーズ調査や受け皿の確認等具体的な検討が行われるようになりました。その間、精神障害者への虐待に対する首長申立てを経験するなかで、第三者後見人不在による担い手確保（市民後見人の養成）と法人後見事業への取組の必要性、成年後見制度利用に係る支援体制の整備（ワンストップでサポートできる成年後見センターの設置）等への認識が共有化され、平成 28 年度に直営地域包括支援センター内に成年後見センターが設置されました。また、平成 27 年度からは市民後見人の養成が開始されています。そうした中での国基本計画の策定を受けて、町として、ごく自然に単体の計画策定に取り組みました。策定に際しては、既存の成年後見センター運営委員会を活用しています。

阿賀町成年後見制度利用促進基本計画	ポイント解説
<p>1. 成年後見制度利用促進基本計画策定にあたって</p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>阿賀町では、高齢化率が 45%（全国平均 26.0%）を超え、高齢者のみ世帯が 3 割を超えている。これらの状況から、「認知症高齢者の増加」や知的、精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となることが明らかである。</p> <p>そのため、阿賀町では平成 28 年度に成年後見センターを開設し、高齢者・障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度に対する取り組みを継続的・体系的に実施していくため計画を策定する。</p> <p>(2) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け</p> <p>「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものである。</p> <p>なお、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされているが、阿賀町においてはすでに成年後見センターを開設していることから、計画を策定するものとする。</p> <p>(3) 基本計画の対象期間</p> <p>今回策定する基本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で定めるものとする。</p>	<p>高齢化率や高齢者のみ世帯からの割合から、課題認識を明らかにしています。</p> <p>計画の目的をひとこと示しています。</p> <p>根拠法を明示しています。</p> <p>このように計画の期間を定めておくと、次期計画に向けて見直す際のスケジュールの目安になります。</p>

(4) 計画策定体制

阿賀町成年後見センター運営委員会において、国の基本指針に基づき、委員の意見を反映させ、計画内容の検討を実施。

合議体で作成したことを明らかにしています。「成年後見センター運営委員会」という既存の仕組みを活用して、計画を策定しています。

2. 成年後見を取り巻く現状

平成 26 年度阿賀町成年後見制度に関する実態把握調査より

(1) 調査対象

高齢者福祉施設 19 施設

障がい者福祉施設 9 施設

(2) 調査結果

成年後見制度の利用者 6 名

成年後見制度の利用が必要な者 61 名

上記のうち、首長申立及び第三者後見人が必要な者 40 名

現状分析として、実態把握調査の結果を記載しています。現状分析は、こうした調査の実施に限らず、国基本計画の現状分析を参考にまとめることも考えられます。

3. 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

本計画は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

「基本的な考え方」「基本方針」は、阿賀町として、成年後見制度利用促進にどのように取り組むかを示しています。

(2) 基本方針

国が示す基本理念は次の①～③のとおりであり、町では理念に基づき、地域の実情に応じた成年後見利用の促進を図り、専門職団体との連携や市民後見人の養成を実施していく。

①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障

②自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重

③財産管理のみならず、適切な身上の保護

(3) 今後の施策の目標

基本理念及び基本方針に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、次の目標を計画の基本目標とし推進する。

①利用者に沿った制度の運用

財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任や利用者の意思決定支援を念頭においた後見人等とのケア検討会の実施を行う。

「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の具体化を「ケア検討会の実施」として示しています。

②阿賀町成年後見センターの活動促進

成年後見制度の周知や制度利用の相談と促進、市民後見人の養成を含めた後見人支援等の機能を整備し、被後見人等に適切に支援できるよう協力体制の構築を行う。

③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

不正防止に関し市民後見人のみならず、親族後見人等についての支援策を検討していく。また、金融機関や診断書を作成する医療機関と連絡・協力体制を築いていく。

4. 成年後見制度を促進するための事業

(1) 成年後見制度に関する相談及び手続き支援

弁護士による法律相談を活用した相談対応や手続き支援の実施。

(2) 成年後見制度に関する広報及び啓発

任意後見制度の周知も含めた成年後見制度の周知活動の実施。

(3) 市民後見人の養成及び活用支援

実態把握調査の実施と市民後見人養成研修の実施と日常生活自立支援事業の相談支援員といった地域貢献を含めた市民後見人の活用の検討と支援の実施。

(4) 成年後見制度に係る機関等との連携および調整

専門職団体のみならず医療機関、金融機関との協力体制の構築を目指す。

国基本計画で示された「親族後見人への支援」について「支援策を検討する」ことを明示しています。このように、支援策が決定していなくても「検討する」ことを計画に盛り込むことで、親族後見人への支援の施策を推進することができます。

今まで行ってきた周知活動に加えて、任意後見制度の周知を盛り込んでいます。

医療機関や金融機関と、それぞれに連携協力体制を構築することで、地域連携ネットワークの体制整備を図っています。このように、今ある仕組みに、それぞれの関係を付加する形で取り組むことができます。

※資料編 p.115 に関連資料を掲載

香川県三豊市（人口 66,160 人、高齢化率 34.89%（H 30 年 9 月 1 日現在））では平成 18 年度から、主に高齢者分野での相談や事例への対応において、必要に応じて市長申立て等を実施してきた直営の地域包括支援センターが中心となって、市町村計画と体制整備双方の検討を進めています。市としての意思決定をするために、成年後見制度の利用促進に関する施策について調査審議する場として条例に基づく審議会を設置し、当審議会で、成年後見制度利用促進基本計画案（市町村計画案）と中核機関の設置案について審議しました。上記審議会の設置に加え、既存の枠組みを活用（地域ケア推進会議を「協議会」と位置づける）しています。市町村計画としては、単独の成年後見制度利用促進基本計画を 4 年間策定し、その後は、地域福祉計画や高齢者・障害者福祉計画の見直しの際に成年後見制度利用促進基本計画に該当する部分を書き加えて、定期的な見直しができるように検討する予定です。

三豊市成年後見制度利用促進基本計画		ポイント解説																										
<p>1. 基本計画の目的</p> <p>本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。</p>		<p>根拠法を明示しています。</p>																										
<p>2. 基本計画の概要</p> <p>(1) 基本計画の位置づけ</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「三豊市地域福祉計画」（平成 30 年度から平成 34 年度）と一体的に連動して取り組み、「三豊市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険計画」（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度）、「第 5 期三豊市障害者福祉計画」（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度）とその他関連計画との整合、連携を図ります。</p> <p><促進法第 14 条を抜粋></p> <p>(2) 基本計画の期間</p> <p>今回策定する基本計画は平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの 4 か年です。</p> <p>今後、高齢者福祉計画、障害者福祉計画及び地域福祉計画の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30 (2018)</th> <th>H31 (2019)</th> <th>H32 (2020)</th> <th>H33 (2021)</th> <th>H34 (2022)</th> <th>H35 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計 画</td> <td colspan="2">高齢者福祉計画・障害者福祉計画</td> <td colspan="4">次期計画</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域福祉計画</td> <td>↑</td> <td>次期計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">成年後見制度利用促進基本計画</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 計画策定のための取り組み及び体制</p> <p>平成 29 年 10 月に成年後見制度利用促進審議会設置準備会を設置、さらに平成 30 年 10 月には三豊市成年後見制度利用促進審議会を設置し、学識経験者、医療・福祉関係者・司法関係者・市民等より基本計画策定に関し審議を重ねました。また、平成 31 年 1 月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。</p>		年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	計 画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画		次期計画				地域福祉計画			↑	次期計画		成年後見制度利用促進基本計画				→		<p>計画の位置づけと、他の行政計画との連動性を示しています。</p> <p>成年後見制度利用促進基本計画と他の計画との関係をわかりやすく図示しています。法定計画に盛り込むことで、実効性を高め、見直しが定期的に行われるようにしています。</p> <p>三豊市は、条例によって審議会を設置し、基本計画を策定しました。パブリックコメントを実施し、意見の聴取と反映を行っています。</p>
年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)																						
計 画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画		次期計画																									
	地域福祉計画			↑	次期計画																							
	成年後見制度利用促進基本計画				→																							

3. 成年後見制度利用に関する現状と課題

人口減少と少子高齢化が本市でも着実に進行しており、平成37（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることが見込まれていることから、高齢者に関する課題は今後も本市が地域と取り組む生活課題の一つであると考えられます。第3期三豊市地域福祉計画策定にあたり、三豊市に居住する一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。その中で、成年後見制度、日常生活自立支援事業について尋ねたところ、「制度の名称は知っているが内容は知らない」が5割弱を占めており、「初めて知った」も3割弱を占めており、制度が浸透していないことがうかがえます。その他、日頃何とかしなければならぬと思っていることについては、「独居高齢者や夫婦のみ世帯のくらしの問題」が1位、「病気・認知症等の高齢者がいる世帯の問題」が第2位となっており、高齢者に関する課題が上位2項目を占めています。

<地域福祉計画より一部抜粋>

<参考資料を掲載>

- ・地域包括支援センターへの成年後見制度に関する相談件数
- ・市長申立件数
- ・日常生活自立支援事業契約及び法人後見受任状況

<国基本計画の基本的な考え方を抜粋>

地域福祉計画策定のために実施した住民アンケートのなかで、成年後見制度に関する質問を入れていたので、その集計結果も踏まえて、現状と課題を分析しています。

現状の取組を数値で示す場合、このような項目が考えられます。

日常生活自立支援事業の実施状況から、成年後見制度の潜在ニーズを分析することもできます。

4. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

(1) 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行う。

<国基本計画を抜粋>

(2) 基本的な考え方

地域連携ネットワークと中核機関について

①地域連携ネットワークの三つの役割

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

国基本計画の「3(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の箇所を引用し、3つの役割の実現の観点で、②以降で掲げられている具体的仕組みをつくることを示しています。

例えば、3つの役割の中から、本計画でどの部分を重点的に整備するのかを決めて取りかかることも考えられます。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。具体的には、「地域ケア個別会議」などのケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「地域ケア推進会議」を「協議会」と位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ) 不正防止効果にも配慮します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「権利擁護支援センター」（仮称）の設置をすすめる等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

ア) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を

「チーム」の具体化の部分です。「具体的には」以降が、三豊市としてのチームの位置づけを示しています。

地域ケア個別会議などのケース会議のメンバーでチームの位置づけが示されています。

「協議会」の具体化の部分です。「具体的には」以降が、三豊市としての位置づけを示しています。

地域ケア推進会議を「協議会」と位置づけ、チームのバックアップを図ろうとしています。

地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能について、ほぼ、国基本計画の文言を踏襲して、市町村計画としていません。この部分を、取り組む機能のみの記載にし、残りの機能については、「今後検討する」という形で計画を立てることもできます。

三豊市の具体的取組として、今後、「権利擁護支援センター」（仮称）の設置をすすめることを示しています。

挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

イ) 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町区域を超えた広域対応についても検討します。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○親族後見人候補者の支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

○市民後見人候補者等の支援

市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

○受任者調整（マッチング）等

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行える法人と連携するとともに今後養成された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行います。また、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

○家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。また、家庭裁判所には審議会にオブザーバーとして参加していただき、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた課題等について意見交換をします。

(b) 担い手の育成・活動の促進

国基本計画の中から市が担う部分を抜粋して、市の計画としています。

市民後見人の養成と活用について、具体的なスケジュール等を示しています。

三豊市として、家庭裁判所とどのように連携するのか、具体的に示しています。このような記載をする場合には、どのように連携を図り、どのように計画に記載するかを家庭裁判所と協議します。

市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成については、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、平成32（2020）年度に市民後見人養成講座を開催します。さらに、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う社会福祉協議会において後見人となるための実務経験を重ね、市民後見人の活用をすすめていきます。

若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図ります。

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の 利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

エ) 後見人支援機能

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者（例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市担当課など）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。

地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげます。

オ) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足

から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果もあります。このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることにもなります。

また、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がります。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市の区域とします。ただし、中核機関が担う機能によっては、併せて複数の市町にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制を検討します。

イ) 設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報等に基づいて行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、市が設置します。

ウ) 運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営及び市からの委託により行います。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人等）を市が適切に選定します。また、市の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも検討します。

5. 成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

6. 三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について

(機能ごとの表、略)

		中核機関		
機能等		地域包括支援センター(直営)	社会福祉協議会(委託)	広域(委託)
		チーム体制調整(地域ケア会議)	親族後見人、市民後見人等に関する日常的な相談、支援	受任者調整
		市長申立て	日常生活自立支援事業からの移行	市民後見人の養成
		受任者調整(マッチング)任意後見に関する相談		専門的な相談・支援
		(共通)周知・開発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携		

機能分散型で中核機関の設置を検討することを示しています。

機能分散型での体制整備案を、表に整理して示しています。この時点では、広域の委託先が決定していないため、「広域」という表現で示しています。このように、これから検討して決定する方向性を示す方法もあります。

※資料編 p.116 に関連資料を掲載

(3) 地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定する場合

他の計画と一体的に策定する場合、地域福祉計画に盛り込む場合と、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画と一体的に策定する場合等が考えられます。

①地域福祉計画と一体的に策定する場合

地域福祉計画と一体的に策定する場合、国基本計画で示されている「市町村計画に盛り込むことが望ましい事項」（本手引き p.2 参照）だけでなく、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（平成 29 年 12 月 12 日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以降、「地域福祉計画策定ガイドライン」）も踏まえると、計画の内容について検討しやすくなります。

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

（「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」

（平成29年12月12日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知））

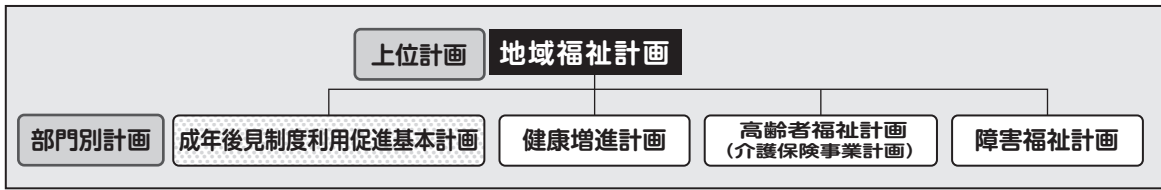
成年後見制度利用促進の施策について、地域福祉計画策定ガイドラインに盛り込むべき事項として示されているのは、以下のようにまとめることができます。

地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項	
A	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方
B	権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方
C	日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方

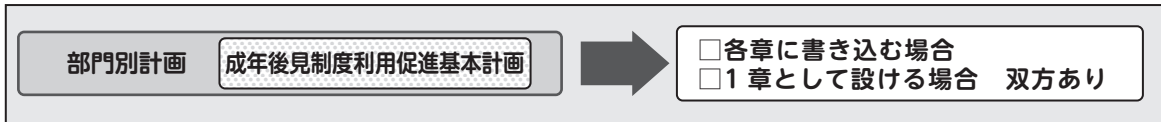
文案例は、本手引き 資料編 p.136 参照

なお、地域福祉計画に方針を書き込んだ上で、成年後見制度利用促進基本計画を単体で策定している場合もあります。どちらかではなく、どちらもという選択肢もあります。

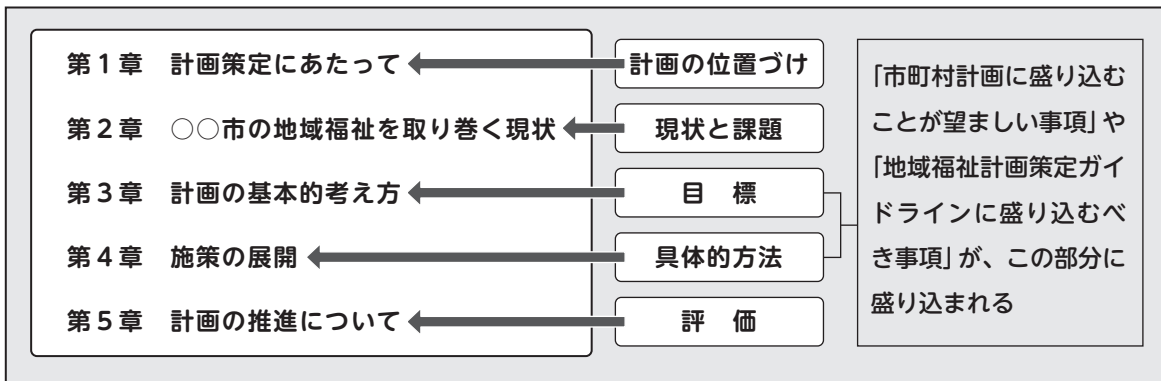
例 1 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合(地域福祉計画、それぞれの計画を作成する)



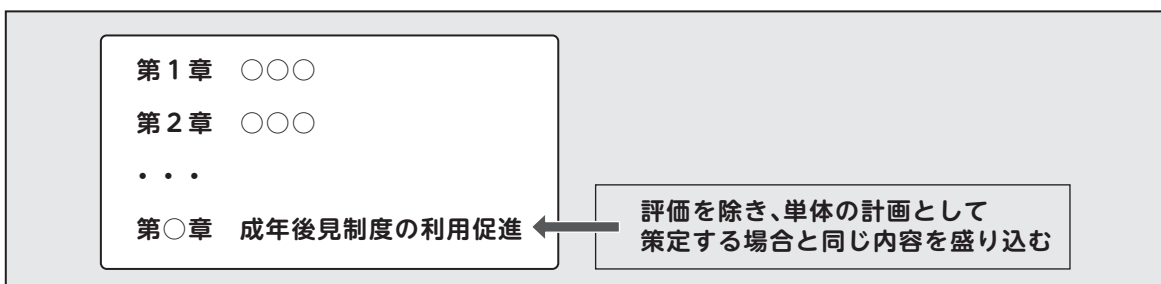
例 2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(地域福祉計画の中に盛り込む)



例 2-1 地域福祉計画と一体的に策定する場合(各章に書き込む場合)



例 2-2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(1章として設ける場合)



ポイント! 成年後見制度に関する専門職団体等や家庭裁判所の関与

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する場合、策定メンバーに成年後見制度に関する専門職団体等が含まれていないことが想定されます。その場合、計画策定前に、成年後見制度に関する専門職団体等に意見を聴取することで、国基本計画を勘案した計画を地域の实情に応じて策定することができます。また、家庭裁判所から実務に関する知見等の提供を受けることで、より実効性の高い計画にすることができます。

3. 効果的な計画策定のプロセス

(1) 担当課の決定

ポイント

- ①どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる
- ②担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう

ちょっと解説

- ①成年後見制度利用促進の取組は、様々な法律や制度に関連しており、関係する部署が連携して取り組む必要があります。そのため、主体となって庁内等の調整を図る担当を決めておくスムーズに計画を策定することができます。
- ②さらに、権利擁護支援や成年後見制度利用の関係者は、庁内でも多分野にわたることから、検討作業を「庁内の共働の場」ととらえると、庁内連携の体制構築の第一歩とすることができます。その際、最初から関係するすべての課で協議しようと思わず、まずは、最少単位で協議を開始し、順次、関係する部署を増やしていくことも考えられます。
- ③担当課を決定する期限を決めて協議をすることで、着実に計画策定のプロセスを進めることができます。

◇本事業アンケート調査（平成30年10月当委員会実施。回答1,091市町村）結果から

既に「担当部署を決めている（協議・決定を実施）」は、19.1%。「これから取り組む予定」が25.4%でした。担当課が決定している208自治体のうち、記載のあった192自治体の回答をみると、高齢福祉（53自治体）、地域福祉（35自治体）、福祉総務等（31自治体）、もともと成年後見制度を担当していた部署（29自治体）。「2つ以上の部署で合同担当」という自治体も14自治体。それぞれの自治体からは、担当課を決定した経緯として次のような意見が見られました。

- ・ 高齢分野が申立て件数及び報酬助成の件数が多い。（高齢福祉）
- ・ 権利擁護サポートセンターの委託元であり、地域福祉計画の所管課でもあるため。（地域福祉担当）
- ・ 高齢福祉及び障害福祉の両方を所管しているため。（福祉総務）

※回答結果の詳細は、『「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業」報告書』（平成31（2019）年3月、一般財団法人 日本総合研究所）を参照。

▶ 市町村の取組から

愛知県豊田市では、成年後見支援センターを立ち上げる際、当初から、権利擁護に関係の深い、地域福祉課（当時）と障害福祉課で、複数担当として庁内検討に入りました。具体的な検討段階では、生活保護や生活困窮等関係の深い事業担当の生活福祉課も参画しました。

必要性の整理段階（平成27年の秋頃～翌年2月までの期限付き）

所属	役割
地域福祉課（当時）	・ ニーズ調査（高齢者） ・ 視察地の選定、調整
障がい福祉課	・ ニーズ調査（障がい者） ・ 調査結果の取りまとめ、資料作成

具体的な検討段階（平成28年4月～12月末）

所属	役割
地域福祉課（当時）	・ 設立検討委員会の開催調整 ・ 予算や議会等の対応 ・ 対外周知・説明
障がい福祉課	・ 具体的な仕組み検討
生活福祉課	・ 生活保護ケースの状況反映 ・ 生活困窮者自立支援事業との調整

※成年後見制度利用促進ニュースレター 第3号（平成30年6月5日）より引用。

(2) スケジュールの決定

ポイント

- ① おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える
- ② 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする

ちょっと解説

- ① ゴールとなる計画策定の時期を見据えた上で、逆算してどのタイミングで、どういう事柄について決めておく必要があるのか。おおよそのアウトラインを最初に定めます。その際、ある程度計画策定の方法（単体で策定か、他の計画と一体的に策定か）等のイメージを調整・共有しておくことが必要です。
- ② 新たに条例制定や審議会設置をするか、既存の合議体を活用するか、議会に諮る必要があるか等、計画策定にあたっては、複数の方法があります。庁内で他の計画を策定したときの手順や、他自治体の事例等を踏まえて、検討していくことが有効です。
- ③ 次ページで示している例は、まずは市町村計画を策定し、合意形成を図ったうえで、予算を確保する場合のスケジュールです。必要な予算を確保してから、計画策定に取り組む場合は、財政当局と調整のうえ、予算編成スケジュールも加味して進めることになります。

※ 議会で議決する事件は、地方自治法第96条に基づきますが、同条に規定される以外のもので、議決の可否を規定しているのは各市町村の条例等です。当該市町村計画、特に他計画一体型の場合は計画策定のプロセスに議決が必要かどうかを事前に確認しておき、適切なスケジュール設定を行う必要があります。（資料編 p.116 参照）



ポイント！！ 広域整備の場合の計画策定の考え方（再掲）

中核機関を広域で設置する場合、各自治体で市町村計画を策定します

中核機関を広域で整備することと、市町村計画を広域で策定することは、分けて考えられます。中核機関を近隣の自治体と共同で広域で整備する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定します。

この場合、各市町村計画には、どの機関を中核機関とするかを記載したうえで、別途、中核機関の事業計画等で具体的な取組方針を共有します。その事業計画等をもとに、各自治体が連携して取り組むこととなります。

▶ 具体例

検討開始当初から、計画策定までを1年9ヶ月と目標設定した三豊市の例
(体制整備と一体的に検討)

計画策定のための準備

	庁内	庁外	ポイント
H29.6 [スタート]	国・県説明会を受けて、地域包括支援センター専門職同士で情報共有と検討 (審議会の設置の必要性を共有)		⇒早期の関係者間での情報共有と見立て・方針の共有 【横断的計画的な推進に向けたな意思決定機関の必要性の認識】 ⇒当面のゴールの設定
～	庁内調整 庶務担当を地域包括に置く		⇒成年後見センターが未設置の中で、首長申立て等の実績を優先【直営包括の強み】
H30.1 [半年後]	審議会設立準備会①の開催 ※内規に基づく設置 【庁内メンバー】 ・福祉事務所 福祉課長 ・介護保険課長 ・地域包括センター長 【協議】 ・法律説明、まちの現状共有	準備会委員として参画 ・医師会 ・社協 権利擁護担当 ・弁護士会 ・司法書士会 ・ばあとなあ ・家裁 (オブザーバー参加)	⇒審議会設立準備会の段階から、専門職、司法関係者が参画 (審議会のコア部門形成) ⇒審議会の位置づけ 地域ケア推進会議と連動させる
H30.3 [9ヶ月後]	地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画の改定に合わせ、いったん成年後見利用促進について書き込み		⇒地域福祉計画に掲載することで議会等での進行管理を可能とする
H30.5 [11ヶ月後]	審議会設立準備会②の開催 【協議】 ・体制整備についての説明とイメージの共有		⇒審議会設立準備会では、早い段階での審議会の設置を優先し、協議事項を絞り込んだ ⇒審議会設立準備会を進める中で、審議会メンバーの拡大の必要性を検討【高齢・障害の介護・相談事業所を追加】 ⇒機能分散型中核機関の設置をイメージ
H30.7 [1年後]	審議会設置のための条例策定検討(庁内調整)		
H30.10 [1年3ヶ月後]	議会最終日に条例制定(設置条例)		
H30.11 [1年4ヶ月後]	第1回審議会開催		

合議体による計画策定

	庁内	庁外	ポイント
H30.11 [1年4ヶ月後]	審議会にて利用促進計画審議		
H31.1 [1年7ヶ月後]		計画素案パブリックコメント	
H31.4 [1年9ヶ月後]	中核機関の設置、市町村計画の策定を目指す		

効果的な計画策定のプロセス

(3) 現状の確認

ポイント

- ①関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる
- ②量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的
- ③把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する

ちょっと解説

- ①介護保険事業計画（日常生活圏域調査）、障害福祉計画、地域福祉計画等、既存の行政計画等のなかでも、関連データは蓄積されているので、各担当課に確認してデータを持ち寄ることができます。
- ②地域の民生委員、社会福祉協議会権利擁護担当職員、弁護士・司法書士・社会福祉士・MSW・PSW・施設職員等、日頃から地域住民や利用者と接している専門職等とのインフォーマルな形式での意見交換は、地域の現状を知る絶好の機会です。顔の見える関係づくりにもなり、体制整備に向けた連携・協働の第一歩となります。
- ③あわせて、自治体における相談窓口、権利擁護に関する専門機関、専門職の活動状況、権利擁護・成年後見制度関連の施策の現状、将来人口の推移等を把握することで、課題の洗い出しができます。その際、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を念頭においた資源を把握すると、本人の権利擁護を早期の段階から図る体制整備に活かすことができます。

▶ 具体例

◇ 家庭裁判所や成年後見制度に関する専門職団体等との連携・協働

成年後見制度利用促進の取組については、ア 家庭裁判所が適切な後見人等を選任することができるようにするための方策検討、イ 家庭裁判所から地方自治体への統計数値の提供、ウ 診断書の様式改訂等が進められており、裁判所と地方自治体との連携を促進させていく方針がとられています。

家庭裁判所や成年後見制度に関する専門職団体等との情報共有等については、個々の自治体職員にとってはなかなか馴染もなく、また、逆に家庭裁判所や専門職団体から見ても、個別の対応は人員等の関係から物理的に困難な状況にあると思われます。このような情報共有については、都道府県が、家庭裁判所や専門職団体との連携を図りながら、管内広域での情報共有・交換の場を設定することでより効果的に取組が進められます。

◇ 現在、よく使われているニーズ調査の項目例 [成年後見制度利用促進ニュースレター第7号を参考に作成]

事業者等に、成年後見制度の利用が必要だと思われる人の数を聞くパターン

①調査の対象となる事業者等の例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 高齢者施設 <input type="radio"/> 地域包括支援センター <input type="radio"/> 介護支援専門員 <input type="radio"/> 相談支援専門員 <input type="radio"/> 市町村社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 日常生活自立支援事業専門員 <input type="radio"/> 民生委員 <input type="radio"/> 病院、医療機関 <input type="radio"/> 金融機関 <input type="radio"/> 福祉用具貸与・販売事業所 等 |
|---|--|

②調査の内容の例

- ・ 後見類型相当、保佐類型相当、補助類型相当の人数を聞く
※聞く時に、それぞれの類型の人の状態像を説明する必要があります
- ・ 成年後見制度の利用が必要と思われる状態像を明示して聞く

※状態像の例

- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに、支援が進まない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの全部または一部を受け入れない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるが、本人名義の土地や建物、有価証券等の資産を有し、その管理が適切でない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。家計管理ができない。
- ・ 税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に返済等の対応ができていない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待や金銭搾取を受けている又はその疑いがある。
- ・ 上記以外の虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクトなど）を受けている又はその疑いがある。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害や悪徳業者につきまとわれている又はその疑いがある。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。
- ・ 上記のような課題を抱える可能性はあるが、親や兄弟等が健在であるので、今は特に問題がない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。

※巻末資料編 p.122 に、豊田市のアンケート調査票を掲載しています。

参考) 権利擁護支援のニーズを概算で把握する例

ニーズは、例えば以下のような数字からも把握することができると考えられます。各担当部署や相談窓口の持つ情報や、既存の関連計画等の記載も参考になります。

- ・ 高齢、障害等各課の首長申立て数の推移
- ・ 認知症高齢者数、知的障害者、精神障害者数と推移
- ・ 社会福祉協議会日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度への移行者数
- ・ 退院、退所等の地域移行の障害者の状況
- ・ 虐待を受けた高齢者、障害者等
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく相談件数
- ・ 75歳以上の単身の高齢者、或いは高齢夫婦世帯数
- ・ 高齢の親と障害のある子どもの世帯数
- ・ 消費者被害相談件数

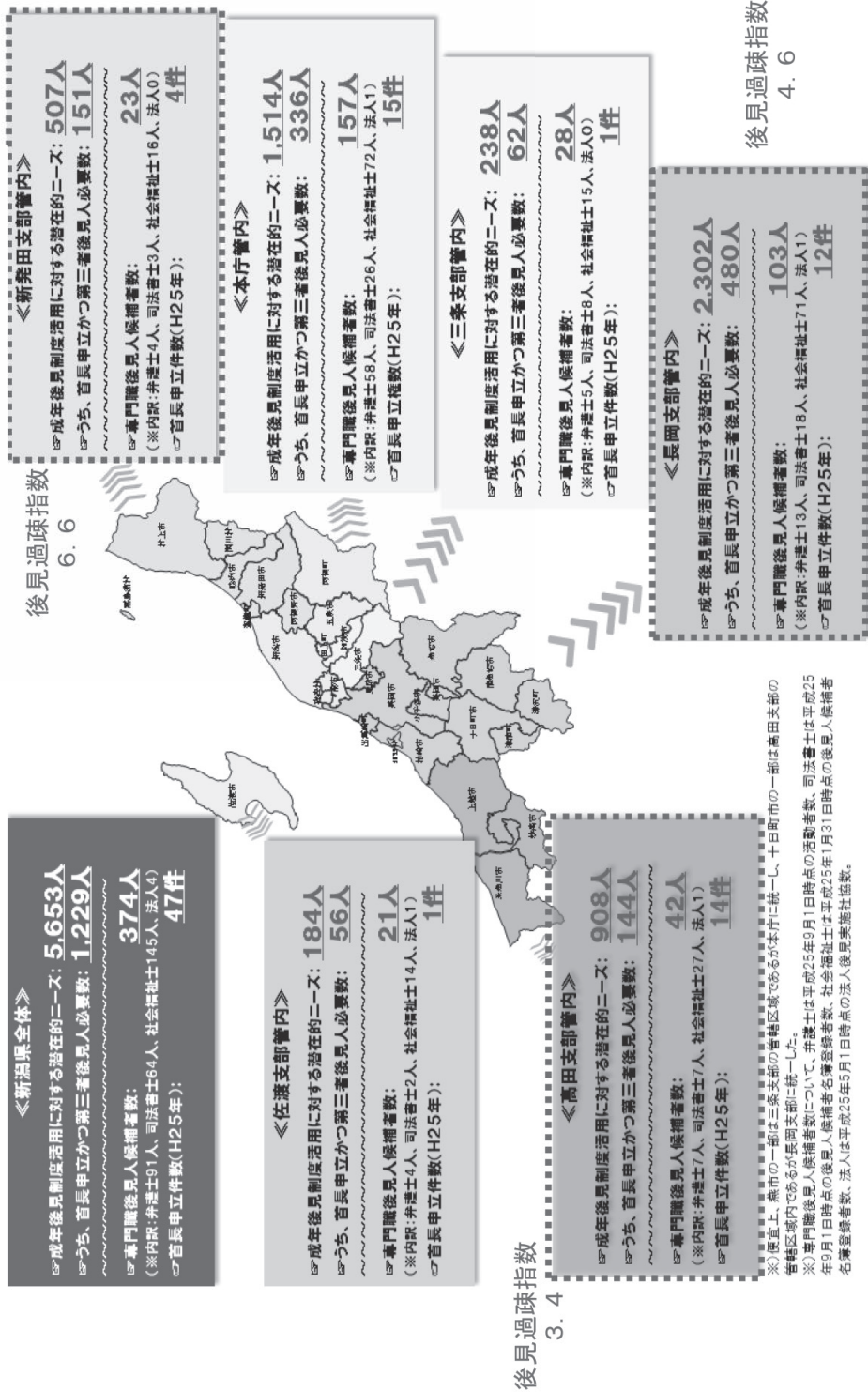
◇都道府県におけるニーズ調査の取組

- ・ 検討に向けた広域での場の設定
 県内ブロックごとに、自治体間の情報交換を図ったり、成年後見制度に関する専門職団体等、家庭裁判所との連絡調整を支援しています。【埼玉県、神奈川県】（詳細は、II 埼玉県 p.73、神奈川県 p.76参照）
- ・ 新潟県・新潟県社会福祉協議会では、協働して、毎年成年後見ニーズ等に係る実態調査を実施。圏域ごとの実態を把握することで、各地域の計画的な整備に活かしています。（次頁参照）

参考 新潟県社会福祉協議会が平成25年度に実施した実態把握調査の対象・フレームと家庭裁判所支部別に落とし込んだ潜在的ニーズの状況平成25年度時点

調査の種類	目的	対象等
社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査	県内の社会福祉施設・事業所等における成年後見制度の活用に対するニーズ把握	県内の福祉施設・事業所等
日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度への要移行状況調査	日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度の活用に対するニーズ把握	日常生活自立支援事業における基幹的社会福祉協議会
成年後見事件に関する実態把握調査	県内における成年後見事件の状況把握	家庭裁判所
専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査	県内の専門職後見人団体（会員）の活動状況の把握	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会
社会福祉協議会における法人後見実施状況調査	県内の市町村社会福祉協議会における法人後見への取り組み状況の把握	県内の市町村社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査	県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握	県内市町村

需給バランスを地域別に見ると...



資料：「成年後見制度に関する実態把握調査結果」（平成25年11月新潟県社会福祉協議会）新潟県社会福祉協議会HPより引用

(4) 課題整理

ポイント

- ①把握したニーズに対応する受け皿や、現状の施策の課題を整理する
- ②課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる
- ③他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる

ちょっと解説

- ①把握したニーズに対応する受け皿や施策の振り返りを行う上では、庁内の福祉以外の部門や多職種の専門職も含め、様々な視点で多面的に捉えていくことが大切です。
- ②国基本計画では、地域の実情に応じて、既にある仕組みを活かした体制整備を行うこととされています。既に自治体内で取り組んでいることの中に、「中核機関」や「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の役割を果たしているものもあります。また、最初からすべての役割を担わなくても、段階的に整備を進めることもできます。
- ③計画を策定するプロセスを通して、自治体の総合的な計画や地域福祉計画、高齢・障害分野の法定計画等関連する計画において描かれている地域の将来の姿を、権利擁護支援の側面から手厚くしていくことにつながります。自治体で策定している他の計画との整合を図ることは、取り組みを着実に進めていくためのポイントです。

▶ 具体例

◇確認してみよう①！ 既存の協議体やネットワークの運用状況

・既にある仕組みを活用する

例えば、自治体内の現状の取組について、以下のような観点から見直すことが考えられます。

- 地域包括支援センター等の相談窓口と権利擁護支援の現状
— 相談のうち、権利擁護支援や成年後見制度利用が必要と思われるケースは、どのような流れで、具体的な支援につながる仕組みになっているだろうか
- 介護保険における地域ケア会議、協議体、障害分野の自立支援協議会等の権利擁護に関する協議の仕組みと運用状況
- 権利擁護センター、成年後見センター等の後見実施機関の設置（既設の有無）・運用状況（有している機能）

国基本計画 p.9～10 抜粋

従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある

- ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

◇確認してみよう②！ わが町の「強み」

不足していることや課題だけでなく、うまく機能していること、資源としての強みなどについても挙げてみる

- ケース対応について、困った時に庁内外の専門職等に相談できる。
- ケース対応について、法律職と連携して進めた経験がある。
- 対象別のパンフレット配布や勉強会の開催などを通じて、権利擁護や成年後見制度に関する相談窓口を周知している。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会等の権利擁護に関する相談窓口から、地域の権利擁護に関する相談の特徴や傾向等について話し合う機会を設けている。

(6) 市町村計画案の作成

ポイント

※関連して
53頁を参照

- ①全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することは、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現につながるもの
- ②具体的な施策を計画として策定することで、関係者の合意形成をはかり、自治体としての方向性を明示することができる

ちょっと解説

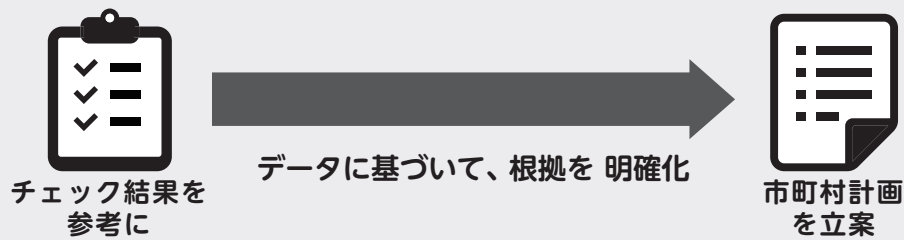
- ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を充実させていくことを目標とし、中核機関の具体的体制整備を考えると、どこから着手すればよいか考えやすくなります。すべての機能を網羅した体制を一度に整備できない場合も、段階的に体制整備をしていくことを示すことで関係者・関係機関の協力を得られやすくなります。
- ②市町村において「チーム」「協議会」「中核機関」の整備をどのように具体化していくのか（検討に入る場合も含めて）書き込んでおくと、国の計画を勘案した権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していることを明示できます。



ポイント！成年後見制度利用促進の取組状況について皆でチェックしてみよう

※計画策定にあたっては、地域の実情に応じて、地域住民や関係者・関係機関など、様々な意見を取り入れ、検討することが必要です。

※例えば、下表にあげた成年後見制度利用の状況、成年後見制度についての相談、市町村長申立て件数について、複数の方でチェックをしてみてください。なぜそのような回答になったのか、計画策定メンバーと話し合うことで、課題意識を共有することができます。また、チェックは各自で判断しても構いませんが、その結果を計画の根拠とするためには、どのようなデータが必要なのか、協議・検討することになります。



Q. 成年後見制度に関する現在の状況について、チェックしてみよう

(次ページに取組方策が記載されていますので、参考にしてください)

成年後見制度利用の状況	認知症高齢者数、単身高齢者数、高齢者のみ世帯数の増加や潜在的後見ニーズと比較して、専門職後見人等の担い手が少ないと思う。	B
成年後見制度についての相談	権利擁護支援や成年後見制度利用に関する相談がない(少ない)。	A
	成年後見制度に関する相談が、3年前と比べて増えている。	AとB
	成年後見制度を利用している人(の親族を含む)からの相談が増えている。	BとC
市町村長申立て	市町村長申立てをしても、後見人選任までに時間がかかる。	C

※上記はあくまで参考のため整理したものです。利用者数、相談数、市町村長申立て件数が多い・少ないということについて、絶対的な基準があるわけではありません。

チェック結果 (以下の施策に限定するものではありません。あくまで参考にご覧ください)

Aが多かった場合・・・ **相談窓口の明示と広報から取り組む**

Aが多かった自治体は、成年後見制度がよく知られておらず、十分に活用されていない実態があると思われます。相談数が少ないことは、ニーズがないことを示しているのではなく、相談できる窓口が知られていない可能性があります。

そのような場合には、次のような取組・施策が考えられます。

目標	権利擁護支援の必要な人の発見・支援 早期の段階からの相談・対応体制の整備
施策	中核機関の広報機能、相談機能の充実を図る。 ・成年後見制度の相談窓口の設置や明示 ・相談支援事業所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護・福祉サービス事業所、医療機関、金融機関等への広報・周知活動

Bが多かった場合・・・ **受け皿の拡大から取り組む**

Bが多かった自治体は、成年後見制度を利用したくても、後見人の担い手など、受け皿が不足しているため、利用できない実態があると思われます。必要な人が成年後見制度を利用できるよう、体制整備を図る必要があります。

そのような場合には、次のような取組・施策が考えられます。

目標	成年後見人等の確保・養成
施策	成年後見制度利用促進機能の充実を図る。 ・市民後見人の養成と支援体制を整備 ・法人後見実施機関の養成に着手

Cが多かった場合・・・ **受任者調整と後見人支援から取り組む**

Cが多かった自治体は、成年後見制度の利用や市町村長申立てが行われていますが、より本人に寄り添った、利用者がメリットを実感できる制度の運用のための体制整備が求められます。

そのような場合には、次のような取組・施策が考えられます。

目標	意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
施策	中核機関の成年後見制度利用促進機能や後見人支援機能の充実を図る。 ・受任者調整会議の実施（市民後見、法人後見、専門職後見、親族後見） ・後見人支援体制の整備（市民後見人、親族後見人への支援のための相談会の実施、連絡会の実施）

▶ 具体例

◇ 市町村の取組から 他の計画との関係を分かりやすく図示しています。

他の計画との関係性 他の計画の次回更新時での対応の考え方（香川県三豊市 再掲）

今回策定する基本計画は平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4か年です。

今後、高齢者福祉計画、障害者福祉計画及び地域福祉計画の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
計 画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画			次期計画		
	地域福祉計画				次期計画	
	成年後見制度利用促進基本計画					

〔三豊市成年後見制度後見制度利用促進基本計画〕より引用。

協議会での報告書式例 ①

【地域福祉計画（2019年度～2023年度）】 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、社会福祉協議会に権利擁護支援センターを委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、特に広報機能や相談機能を重視した総合的な支援体制を整備する。		2019年度 権利擁護支援センター 事業実施状況		2020年度の方針案		
1年目／5年間	事業計画における記載	取組の実施状況	効果	課題	今後の取り組み方針	期待される効果
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓蒙を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を計10回開催し、計300名が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者アンケートでは、約9割が大変勉強になったと回答した。 ・講座・研修会開催後、センターに寄せられる相談受理件数が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からの出前講座の依頼がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している出前講座やセミナーは継続する。 ・医療機関向けにチラシを作成し、パンフレットと合わせて配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、関係機関の理解が得られることにより、早期に、支援ニーズに気づくことができる。 ・医療機関との連携が深まることにより、申立て時の診断書作成に協力を得られるようになる。
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、週1回専門相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談受付件数 計〇件 ・電話〇件、来所〇件、メール〇件（関係機関からの相談が85%、市民からの相談15%） ・専門相談を週1回実施した。相談（専門相談の利用件数 〇件 相談全体の約8%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関から「早期に相談できるので、安心だ」という反響を得ている。 ・住民が、より身近な地域で、相談できるよう体制整備することができた。 ・専門相談を通して、専門職団体とのつながりができ、センターの相談員も専門的助言を得ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的課題を抱える世帯についての困窮が背景にある相談や、身元保証に関する相談など、成年後見制度利用以外の対応も必要な相談が多く、連携強化が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行い、課題を共有して連携を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携して対応できることで、世帯のもつ多様なニーズに応えることができるようになる。
成年後見制度利用促進機能	事業計画に記載なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・後見ニーズに対応できなくなる見込みがある。 ・候補者を推薦する仕組がないため、誰が成年後見人等に選任されるのかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成研修を開始する。 ・候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者の調整をおこなっている先進自治体を視察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見ニーズに対応できるようになる。 ・適切な業務を行う後見人が選任されることが期待できる。
後見人支援機能	事業計画に記載なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人が後見業務を行うに当たって、相談できる仕組みがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人の連絡会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人の不安や困難を解消することができる。

協議会での報告書式例 ②

【地域福祉計画 (2019年度～2023年度)】 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、社会福祉協議会に権利擁護支援センターを委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、特に広報機能や相談機能や相談機能を重視した総合的な支援体制を整備する。		2020年度 権利擁護支援センター 事業実施状況		2021年度の方針案		
2年度/5年間	事業計画における記載	取組の実施状況	効果	課題	今後の取り組み方針	期待される効果
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓蒙を行う。 ・ 医療機関向けにチラシを作成し、パンフレットと合わせて配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座を計13回開催し、計400名が参加した。(うち、医療機関で3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者アンケートでは、約9割が大変勉強になったと回答した。 ・ 講座・研修会開催後、センターに寄せられる相談受件数が増加。・医療機関からの相談が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害分野の相談が少なく、出前講座の効果が感じられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座の依頼を待つのではなく、障害福祉分野の事業所、連絡先、施設に、権利擁護支援センターの正しい役割を知ってもらうことができる。 	
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、週1回専門相談を実施する。 ・ 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談受付件数 計〇件 ・ 電話〇件、来所〇件、メール〇件 (関係機関からの相談が〇%、市民からの相談〇%) ・ 専門相談を週1回実施した。(専門相談の利用件数 〇件 相談全体の約〇%) ・ 合同ケースカンファレンスを月に1回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門相談は、前年度に引き続き好評であった。 ・ 合同ケースカンファレンスを開催することにより、複合的課題を有している世帯への対応について、早期に連携して取り組むことができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉分野の職員から【親なき後】のことについて、親ほどのタイミングで相談すべきか悩んでいる」と聞くが、相談がない。 ・ 合同ケースカンファレンス開催により、いわゆる「身元保証」等がない人への支援の困難性が把握された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉分野の事業所や施設職員との懇談会、当事者団体や家族会との懇談会を開催し、成年後見制度利用や相談についての課題を把握する。 ・ いわゆる「身元保証」等がない人への支援の必要性について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉分野の何か課題になっているのか具体的な把握することができる。 ・ いわゆる「身元保証」等がない人への包括的支援体制の構築に着手することができる。
成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人の養成研修を開始する。 ・ 市長申立ての事案について、候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者調整を行っている先進自治体を視察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人の養成研修を開催した。 ・ 受任者調整を行っている先進自治体3カ所を視察。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15名を養成中。来年度は、実習を実施予定となり、成年後見制度の受け皿を拡大することができると見込み。 ・ 受任者調整がどのように行われているのか、仕組みや効果について、把握することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市にとって最も適した受任者調整の仕組みについて検討できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市にとっても最適した受任者調整の仕組みについて、市や権利擁護支援センターだけでなく、専門職団体や当事者、家庭裁判所と検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受任者調整の仕組みを決定することで、誰が成年後見人に選任されるのかわからないという不安を解消することができる。
後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族後見人の連絡会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族後見人の連絡会を1回開催し、7名の親族後見人が出席した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートでは全員が「大変満足」「今後も定期的に進めて欲しい」との回答で、大好評であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所からの数値によると、当市には親族後見人等が〇人いるが、親族後見人連絡会の開催につちて周知されていない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族後見人の連絡会の開催について、介護支援専門員、相談支援専門員、金融機関、家庭裁判所等から周知してもらえらるチラシを作成し、協力を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族後見人の不安や困難を、より解消することができる。

前年度の「今後の仕組み方針」から内容を追加

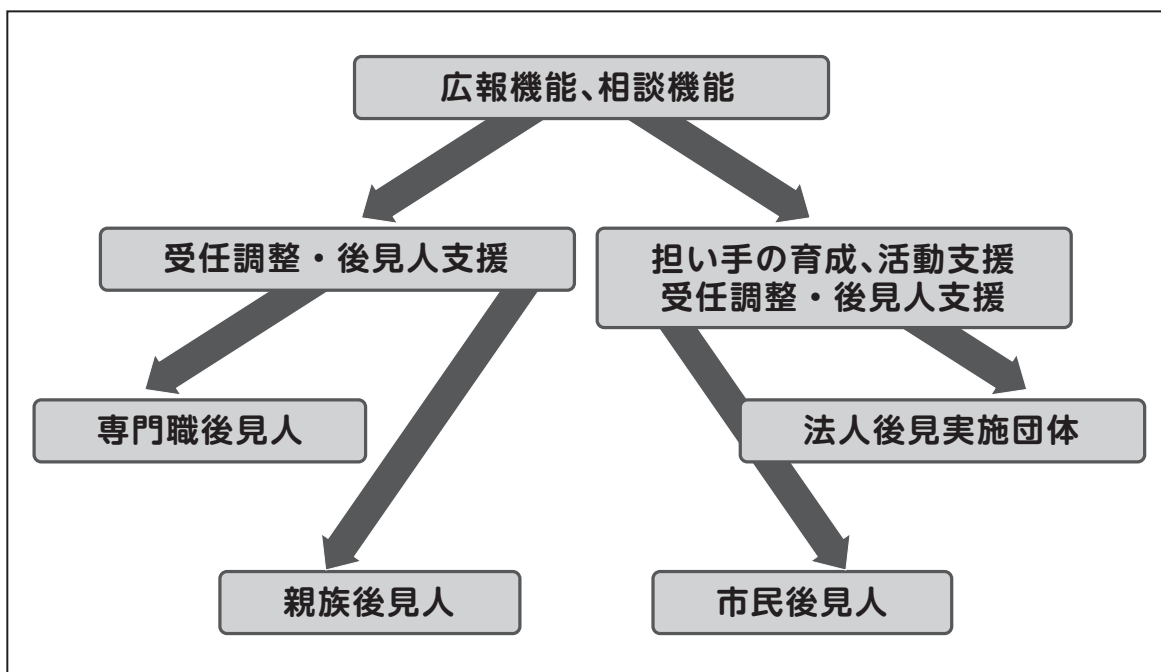
(10) 計画の見直し

ポイント

- ①協議会で年度報告を行うことにより、課題意識を共有することができ、計画の見直しにつなげることができる。
- ②課題とともに、計画を実行したことの実績、成果についても報告し、「できていること」「強み」を活かした見直しを行う。

👉 ちょっと解説

- ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的、計画的体制整備を実施していくことを示すためにも、根拠に基づいて計画見直しの協議を行っていくことが求められます。協議会で、担い手の育成・活動の促進や、すでに選任されている後見人についての支援について検討していきます。



- ②担い手の育成を考える場合には、選任後の支援体制が整ってからの選任になると思われるため、受任者調整や後見人支援体制についても検討することになります。例えば、市民後見人の養成を行う場合は、選任後の支援体制についても整備し、その状況を家庭裁判所に伝えます。
- ③次頁から掲載する機能ごとの項目例は、国基本計画や「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（平成30年3月）をもとに、機能ごとの取組やデータを整理したものです。協議会に報告する項目を考える際や、計画見直しの際に次に具体的に何に着手するかを考える際の参考になります。

広報機能

広報機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組みなければならないということではなく、地域の実情に応じて、段階的に取組を実施することが重要です。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
制度についての個別説明	メリット、留意点を含めた説明	
	成年後見制度だけでなく様々な権利擁護支援の仕組みについての説明	
パンフレット	配布した枚数、冊数	
	配布箇所	
	相談するきっかけになっているか	
	研修・相談対応で使用できるものになっているか(制度を説明しやすいか)	
研究会やセミナー	回数	
	受講者数	
	アンケートの結果	
	相談するきっかけになっているか	
広報(パンフレットや研修・セミナー)の内容	制度の活用が有効なケースなどを具体的に伝える周知啓発	
	法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、任意後見を含めた早期利用を念頭においた内容	
広報の際に連携する各団体	弁護士会	
	司法書士会	
	社会福祉士会	
	その他専門職団体等()	
チームに加わる関係者への広報(パンフレットの配布や研修・セミナー開催)	身近な家族・親族	
	市町村の窓口	
	主治医・かかりつけ医	
	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	医療機関	
	金融機関	
	介護サービス事業所	
	障害福祉サービス事業所	
訪問看護ステーション		
民生委員・児童委員		
自治会		

相談を受ける際、この窓口で相談しようと思ったきっかけを記録しておく、広報活動の評価の際、役立てることができます。

相談機能

相談機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じての取組を、段階的に実施していくことになります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
多様な相談者	早期の相談（後見類型以外（保佐、補助）の相談が入っているか）	
	早期の相談（首長申立て以外（本人や家族等、任意後見）の相談が入っているか）	
	相談者の属性（どの所属からの相談か）	
	相談者の所属地域（相談が入っていない地域があるか）	
	親族からの相談が入っているか	
情報の集約	相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか	
	必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか	
後見等ニーズの精査	判断能力不十分な本人のニーズを分析した上での相談対応（成年後見制度以外の対応があるか） （ニーズを解決できる機関、あるいは継続して関わる機関につなげて、相談を終了することができているか）	
	成年後見制度以外の権利擁護支援の対応の検討・説明	
	必要に応じた専門職からの助言の確保	
	補助・保佐の活用を考慮した対応	
必要な見守り体制	必要なつなぎ先と連携がとれているか （連携が困難な関係機関はないか）	
	地域包括支援センターとの連携	
	相談支援事業所との連携	
	民生委員・児童委員、自治会との連携	
	その他、見守りをしている機関との連携	

どの地区からの相談が多いかといった地域ごとの分類や、介護支援専門員や相談支援専門員といった相談者の属性ごとの分類を記録しておくこと、次にどの地域のどのような関係機関に広報を実施したら良いのかを考えることができます。

連携が必要にもかかわらず困難を抱えている場合には、協議会等で連携体制の構築について検討することが有効です。

成年後見制度利用促進機能

成年後見制度利用促進機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じての取組を、段階的に実施していくこととなります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

[担い手の育成・活動の促進]

大項目	小項目	実施状況
市民後見人の 研修・育成・ 活用	都道府県・市町村と関係機関（法人後見実施機関、専門職団体、家庭裁判所）等の連携による研修・育成	
	修了者が実務経験を重ねる取組（法人後見業務、見守り業務、日常生活自立支援事業の支援員業務など）	
	市民後見人選任後の継続的支援体制の整備	
	市民後見人養成カリキュラムについての家庭裁判所への説明	
	継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
	選任以外の活躍の場の提供	
市民後見人の 受任調整	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
法人後見の担 い手の育成・ 活動支援	法人後見実施機関の育成・活動支援	
	障害分野で活用できる法人後見実施機関（社会福祉協議会、市民後見人研修修了者、親の会等を母体とするNPO法人等）の育成・活用	
	後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保	

受任者調整（マッチング）等の支援

「家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討」（国基本計画 p.8）を行います。

「市町村長申立ての適切な実施や、『親亡き後』の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点」（国基本計画 p.18）から体制整備を行うため、市町村長申立ての候補者推薦（老人福祉法第32条の2等を根拠とする）を行うところから始めている市町村が多くあります。

大項目	小項目	実施状況
専門職後見人候補者の推薦	専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼	
市民後見人の受任調整（再掲）	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
親族後見人が受任できるための支援	後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ	
	親族後見人選任後の継続的支援体制	
	親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
家庭裁判所との連携	後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるための、連携体制の整備	

日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

大項目	小項目	実施状況
関連制度からのスムーズな移行	日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制の整備	
	生活保護受給者を含む低所得者等が後見等開始の審判の請求が適切に行われる体制の整備（成年後見制度利用支援事業の更なる活用）	

後見人支援機能

後見人支援機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じての取組を、段階的に実施していくこととなります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
日常的な相談	市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備	
	親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備 → 不正防止効果にもつながる	
意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備	※都道府県単位、家庭裁判所単位での権利擁護支援ネットワークの機能にもなるものと思われる。
	後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備	
	財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔軟な運用を保障するための体制整備	
チームに加わる関係者への研修 (意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援についての研修)	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	介護サービス事業所	
	障害福祉サービス事業所	
	訪問看護ステーション	
民生委員		
市町村窓口		
専門職		
家庭裁判所との連携	本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいなくなっている場合や、ほかの支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合の、新たな後見人候補者推薦等や、家庭裁判所との連絡調整	
移行型任意後見契約の発効の必要性への支援	任意後見監督人選任の申立てが必要な状態になっている移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援(必要に応じて、ケース会議等を開催し専門職団体の協力を得る)	

不正防止効果

不正防止については、4つの機能が充実していく中での、効果として期待されるものです。以下は、取組を考える上での参考となる項目です。

大項目	小項目	実施状況
チームによる見守りにおける不正防止の視点	親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期の把握（チームメンバーが、不正があるかもしれないと感じた時に、どこに知らせればいいのかを知っている）	

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の解説とポイント

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
<p>豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、豊田市成年後見、法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。</p> <p>(1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。</p> <p>(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。</p> <p>(3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。</p> <p>(4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利を擁護に資すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進協議会は、常任委員6人をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 愛知県弁護士会に属する者</p> <p>(2) 愛知県司法書士会に属する者</p> <p>(3) 愛知県社会福祉士会に属する者</p> <p>(4) 医療相談員である者</p>	<p>「成年後見制度」に主眼を置くのではなく、「権利擁護支援」の地域連携体制を目指した位置付けとしてあります。成年後見制度はあくまで手段と考えています。</p> <p>・センターの運営評価だけを行う協議会ではなく、全体の中でセンターの運営評価を行う位置づけです。（センター運営は重要な手段の一つの捉えとされています。）</p> <p>・よって、幅広く成年後見制度の利用促進策や権利擁護支援を所掌事務としています。（この部分は市町村計画の策定内で具体論を検討しています。）</p>

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
<p>(5) 豊田市基幹包括支援センターに属する者</p> <p>(6) 豊田市地域自立支援協議会に属する者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 推進協議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。</p> <p>4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>第7条 会長は、司法及びび成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。</p> <p>(1) 名古屋家庭裁判所に属するもの</p> <p>(2) 委員以外の愛知県弁護士会に属するもの</p> <p>(3) 尾張東部成年後見支援センターに属するもの</p> <p>(推進協議会の開催)</p> <p>第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。</p> <p>2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。</p> <p>(推進協議会の公開)</p> <p>第9条 推進協議会は、公開するものとする。</p>	<p>・家庭裁判所の関わりを記載。</p> <p>・センター設立時から関わっていたが先ずセンターにも開設初年度に1度出席いただきました。地理的にも隣接の市町村区域になるので、今後情報共有やケースでの連携なども想定されます。</p> <p>・市民など誰でも傍聴可能な姿勢を示し、市政の透明性を提示しています。</p>

平成30年度豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書の解説とポイント

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
<p>(報償) 第10条 別表に掲げる委員及びアドバイザーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。</p> <p>(事務局) 第11条 推進協議会の事務局は、福祉部福祉総合相談課に置くものとし、<u>豊田市成年後見支援センターは事務局運営に協力するものとする。</u></p> <p>(委任) 第12条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年6月21日から施行する。</p>	<p>・当協議会の運営は行政が主導し、センターも協力して、事務局を担っており、これを豊田市の考え方としていきます。</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書</p> <p>本仕様書は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下、「法」という。)に基づき、法基本計画で示される中核機関として豊田市成年後見支援センター運営業務委託が適切に実施されるため、その事業内容等について定める。なお、本仕様書に記載がない事項であっても、法の趣旨に鑑み、成年後見制度(以下、「制度」という。)の利用促進を図るための支援を可能な範囲で実施しなければならない。</p> <p>1 事業名称 豊田市成年後見支援センター運営業務委託</p> <p>2 事業目的 制度の利用促進と、円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関する全ての過程において包括的に支援を行い、<u>豊田市と共に中核機関としての機能を担う豊田市成年後見支援センター(以下、「センター」という。)を運営する。</u></p> <p>3 実施主体(甲) 豊田市</p> <p>4 運営主体(乙) 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会</p> <p>5 設置場所 豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市福祉センター内</p> <p>6 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日</p> <p>7 実施体制 (1) 窓口開設時間 毎週火曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時15分。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号。)に規定される祝日及び12月28日から1月4日までの期間を除く。</p>	<p>・現在策定中の市町村計画内で位置付けを明記する予定ですが、暫定的な対応として、市としての中核機関の相親としての文言を仕様書内に記述していません。(条例や計画に位置付けがなくとも、仕様書自体は庁内の決載を経ていきます。)</p> <p>・豊田市で採用している役割分担による中核機関の運営に関する記述をしていきます。</p> <p>・稼働日、稼働時間を明確にするこ とで、当該業務に係る日数・時間 数の積算を確定できます。</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>(2) 人員体制 以下の役割を達成できるよう、体制整備をすること。 ア センター長 センターの適正な運営を図るため、本仕様書2の事業目的に基づき、本仕様書9に記載する業務内容の指揮監督をすること。ただし、本業務に支障のない範囲で、乙が実施する他業務との業務を妨げない。 イ 副センター長 相談支援業務全般のマネジメント、チーム会議、定例会の開催、相談支援員の育成及び指導並びに困難ケース等高度な相談支援などを行うとともに、制度の利用促進に係る必要な検討や調整を行う。 ウ 相談支援員 相談のアセスメント等を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を実施するとともに、相談記録の管理、訪問支援及び各種申立の支援などを行う。 エ 法人後見補助員 関係機関と連携しながら、被後見人等への訪問支援や金銭管理など法人後見業務を行うとともに、相談支援員が行う包括的な支援の補助を行う。 オ アドバイザー 弁護士、司法書士、社会福祉士によるアドバイザーを設置し、専門性の特に高い事案に対応すること。また、専門職へ受任調整の際に協力すること。 (3) 資格要件等 ア 副センター長は、福祉、介護又は医療に係る相談支援業務に5年以上従事している者を配置すること。 イ 副センター長、相談支援員は、センターの性質上労働職員が必ず務めること。また、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。</p>	<p>豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書 障がい者相談支援事業所及び医療機関等関係機関並びにコミュニケーションチャイワーカー等関係者（以下、「関係機関等」という。）及び弁護士、司法書士、社会福祉士等専門職（以下、「専門職」という。）などに対応しても、その対象に応じた内容による啓発を行うこと。 なお、その際はエンディングノートや認知症など市民の関心の高いテーマに関連付けた啓発を行うことに留意すること。 (2) 相談業務 電話及び窓口における制度利用等の相談に対し、アセスメント等の活用、必要に応じてアドバイザーや専門職の協力を得て、制度利用の必要性及び緊急性の判断を行うこと。また、相談者の状況等により類型の判断を行い、申立支援や専門機関での支援に適切に繋ぐこと。その他、以下の項目を実施すること。 ア アウトリーチの実施 相談者の状況等により、窓口に来られない等の理由がある場合、自宅や施設等に訪問し、適切な制度利用ができるように対応すること。また、関係機関等とのケース会議等に出席し、協力や助言を行うこと。 イ エンディングノート作成支援 制度利用が必要となった際に、本人の状況や推定意思等の確認を行うことができるよう、エンディングノートの作成を支援すること。 (3) 利用促進業務 利用促進業務として、以下の項目を実施すること。 ア 申立支援業務 親族又は本人が申立人となる際には、専門職の代行とならないよう留意し、記載例及び申立書類セットを用いて書類の書き方や内容確認等の支援を行うこと。また、申立後から審判が確定するまでの間の必要な支援を行うこと。その他、以下の項目を実施すること。 (ア) 市長申立に係る支援 市長申立が必要な際は、甲に速やかに連絡し、戸籍調査の依頼を行うとともに、申立に必要な書類の作成や診断書の手配等を行うこと。 (イ) 受理面接の同行、調査官調査の立会 以下の事案に対し、必要に応じ裁判所の受理面接に同行及び調査官調査の立会を行い、円滑な制度利用につなげること。 a 法人後見受任の対象となるもの</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>(2) 人員体制 以下の役割を達成できるよう、体制整備をすること。 ア センター長 センターの適正な運営を図るため、本仕様書2の事業目的に基づき、本仕様書9に記載する業務内容の指揮監督をすること。ただし、本業務に支障のない範囲で、乙が実施する他業務との業務を妨げない。 イ 副センター長 相談支援業務全般のマネジメント、チーム会議、定例会の開催、相談支援員の育成及び指導並びに困難ケース等高度な相談支援などを行うとともに、制度の利用促進に係る必要な検討や調整を行う。 ウ 相談支援員 相談のアセスメント等を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を実施するとともに、相談記録の管理、訪問支援及び各種申立の支援などを行う。 エ 法人後見補助員 関係機関と連携しながら、被後見人等への訪問支援や金銭管理など法人後見業務を行うとともに、相談支援員が行う包括的な支援の補助を行う。 オ アドバイザー 弁護士、司法書士、社会福祉士によるアドバイザーを設置し、専門性の特に高い事案に対応すること。また、専門職へ受任調整の際に協力すること。 (3) 資格要件等 ア 副センター長は、福祉、介護又は医療に係る相談支援業務に5年以上従事している者を配置すること。 イ 副センター長、相談支援員は、センターの性質上労働職員が必ず務めること。また、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。</p>	<p>豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書 障がい者相談支援事業所及び医療機関等関係機関並びにコミュニケーションチャイワーカー等関係者（以下、「関係機関等」という。）及び弁護士、司法書士、社会福祉士等専門職（以下、「専門職」という。）などに対応しても、その対象に応じた内容による啓発を行うこと。 なお、その際はエンディングノートや認知症など市民の関心の高いテーマに関連付けた啓発を行うことに留意すること。 (2) 相談業務 電話及び窓口における制度利用等の相談に対し、アセスメント等の活用、必要に応じてアドバイザーや専門職の協力を得て、制度利用の必要性及び緊急性の判断を行うこと。また、相談者の状況等により類型の判断を行い、申立支援や専門機関での支援に適切に繋ぐこと。その他、以下の項目を実施すること。 ア アウトリーチの実施 相談者の状況等により、窓口に来られない等の理由がある場合、自宅や施設等に訪問し、適切な制度利用ができるように対応すること。また、関係機関等とのケース会議等に出席し、協力や助言を行うこと。 イ エンディングノート作成支援 制度利用が必要となった際に、本人の状況や推定意思等の確認を行うことができるよう、エンディングノートの作成を支援すること。 (3) 利用促進業務 利用促進業務として、以下の項目を実施すること。 ア 申立支援業務 親族又は本人が申立人となる際には、専門職の代行とならないよう留意し、記載例及び申立書類セットを用いて書類の書き方や内容確認等の支援を行うこと。また、申立後から審判が確定するまでの間の必要な支援を行うこと。その他、以下の項目を実施すること。 (ア) 市長申立に係る支援 市長申立が必要な際は、甲に速やかに連絡し、戸籍調査の依頼を行うとともに、申立に必要な書類の作成や診断書の手配等を行うこと。 (イ) 受理面接の同行、調査官調査の立会 以下の事案に対し、必要に応じ裁判所の受理面接に同行及び調査官調査の立会を行い、円滑な制度利用につなげること。 a 法人後見受任の対象となるもの</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書</p> <p>イ 市長申立の対象となるもの c その他、本人及び親族のみでは対応できないもの 受任者調整業務 専門職との連携により、定例会を適宜開催し、本人の状況、状態に合わせて成年後見人等候補者の判断及び受任調整を行い、裁判所へ推薦すること。 市民後見業務 市民後見人の育成及び活用に関する当市及び他自治体の状況、育成及び活用に向けた課題等について調査研究するとともに、当市における市民後見人の育成及び活用の方向性を甲と検討し、その研修体制や育成プログラムなどを整備すること。 関係機関等連絡調整業務 行政機関、関係機関等及び専門職との連絡及び情報交換等を密にし、連携体制の構築に努め、その中心として以下の項目を実施すること。 (ア) 日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業との連携 豊田市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の対象者のうち、制度利用が望ましいケースについては調整を行い、スムーズな制度利用ができるよう努めること。 (イ) 総合相談窓口との連携 豊田市における福祉の総合相談窓口と連携し、制度利用が必要な対象者への早期介入や支援における協力関係の構築に努めること。 (ウ) 関係機関等との意見交換会等の実施 関係機関等との意見交換会等を実施し、ケアマネジャー、相談支援専門員、メディカルソーシャルワーカー及びコミュニケーションワーカー等が抱える制度利用に係る課題等の把握に努めること。 (4) 後見人等支援業務 後見人等支援業務として、以下の項目を実施すること。 ア チーム会議の実施 センターが支援に関わった事案について、受任後に関係機関等及び専門職との情報共有と役割分担を行い、後見活動が円滑に行われるため、チーム会議を実施する。なおチーム会議は、就任時報告の期限である1か月以内をめぐりに開催するものとするが、センターを中心として、専門職等と支援体制が整っている場合はこの限りではない。</p>	<p>本人にメリットがあるように、検討が行われるように文言を入れています。</p> <p>・豊田市では、両事業とも社協で実施しており、スムーズな連携を目指し、仕様書にも記述を指しています。</p> <p>・地域共生社会の実現に向けて、豊田市の強みである総合相談窓口との連携（ケースの拾い上げなど）を記述しています。</p> <p>・具体的な後見人支援策はまだ豊田市でも模索中ですが、少なくともケースの引き継ぎはきちんと行うよう、チーム会議を実施する旨を記載しています。</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>イ 成年後見人等に対する総合支援 成年後見人等からの相談に対し助言を行うとともに、状況により適宜甲や裁判所と連絡調整し、関係機関等や専門職などを招集しケース検討を行うなど、包括的に後見人等を支援すること。また、チームとしての関係を築くことで不正防止に努めること。 (5) 法人後見業務 乙が成年後見人等を受任する際には、受任の可否を十分に検討し、定例会での承諾を得たうえで受任すること。また、業務の際は、以下の項目に留意すること。 ア 成年後見人等の報酬 成年後見人等の報酬付与に係る申立を行わないこと。 イ 法人後見の実施状況報告 裁判所の指示に従い、成年後見等事務報告書を作成及び提出するとともに、法人後見に係る実施状況を定例会及び豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下、協議会）などの各種会議にて報告すること。 ウ 医療同意 被後見人等の治療や手術に係る医療同意は行わないこと。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第33条第2項の規定に基づく医療保護入院の同意についてはこの限りではない。 なお、センターが緊急連絡先になること及び被後見人等の治療や手術の施術等に係る金銭面における相談や助言を行うことは差し支えない。 エ 連絡及び対応体制 被後見人等及びその親族の状況及び連絡先の把握に努めるとともに、夜間及び休日においても、関係機関等からの緊急時の連絡に適切に対応すること。 (6) その他制度利用促進に関する業務 その他制度利用促進に関する業務として、以下の項目を実施すること。 ア 協議会運営業務 司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、行政機関、関係機関等及び専門職と意見交換、協議を行うための協議会を甲とともに運営すること。 イ 制度利用促進策の検討・協議 甲とともに制度利用促進に関する検討・協議を行い、地域における課題、ニーズを整理し、対応強化のため</p>	<p>不正防止効果に関する記述も規定し、意識づけしています。</p> <p>・他の中核機関連業務と並列（パラレル）な関係にしてあります。受任に関しても、社協内部での精査、第三者のいる場での審議を規定して、利益相反が生じないように進めています。</p> <p>・医療同意はできませんが、アドバタイザー助言のもと、後見人の範疇として、現場で「後見支援センターは何も対応してくれない」と言われられないような対応は記載されています。</p> <p>・体制整備の手引きでいう「事務局機能」に関する記載です。</p> <p>・体制整備の手引きでいう「司令塔機能」にも実際は関与していません。ただし、制度利用促進に係る</p>

地域包括支援・委託障がい相談・地活I型向け調査票

分類	包括・委託相談・地活I	事業所名	
回答者 役職・氏名		電話	

< 1 成年後見制度の利用ニーズについて >

【問1】平成29年度(H29.4~H30.3)において、貴事業所にて相談対応(新規・継続ケースともに含む)した市民のうち、以下の項目に該当する人数を教えてください。
なお、対象者1人につき2つ以上の項目に該当する場合には、最も当てはまると思われる項目にカウントし、又回答は初期対応した時点での状態で判断いただき、現在は成年後見制度の利用等で課題が解消している場合も含まれます。

【回答】

	回答欄	回答者
①	本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できない、拒否があるなど支援が進まない。 本人の判断能力が不十分であるため、以下のような金銭や財産の管理に関する状況が発生している。 ・商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。 ・家計管理ができない。 ・税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、適切に返済等の対応ができていない。 ・土地や建物、有価証券等の資産の管理が適切でない。	人
②	本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど経済的虐待や金銭搾取、その他の虐待(身体的・性的・心理的・ネグレクトなど)を受けている又はその疑いがある。	人
③	本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの法律行為を行えない。 消費者被害や悪徳業者につきまどとわれている又はその疑いがある。	人
④	判断能力はあるが、身元保証問題、任意後見制度、委任契約などの相談対応の必要がある。	人
⑤	本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。	人
	合計	人

解説とポイント	豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書の体制整備に努めること。
<p>施策の構築はあくまで行政が責任を持って行うよう、「検討・協議」で留めてあります。</p> <p>・体制整備の手引きでいう「進行管理機能」の一部を担っています。定例会開催(センターが主催)の根拠としています。</p>	<p>10 帳簿の整備 事業に係る経費について諸帳簿を整理し、甲の請求に応じ経費の執行状況を報告すること。また、諸帳簿は事業終了後5年間保存すること。</p> <p>11 事業計画等の届出 甲に対して、4月20日までに当該年度の事業計画書、収支予算書を提出すること。</p> <p>12 事業の報告 (1) 甲に対して、前月の活動実績について、翌月の10日までに報告を行うとともに、本仕様書9に定める業務について進捗管理のため、センターは行政機関とアドバイザーを招集し、毎月1回をめぐり定例会を開催すること。 (2) 事業計画書に掲げた業務の達成状況について自己評価するとともに、協議会にて報告すること。また、事業完了直ちに完了届を提出するとともに、事業完了後10日以内に実績報告書及び収支決算書を提出すること。</p> <p>13 委託料の支払 委託料の支払整理日は、6月末日、9月末日、12月末日及び業務完了時とし、4回払の均等割とする。ただし、6月末日、9月末日、12月末日の支払額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数金額の合計を最終回に合わせ支払うものとする。</p> <p>14 その他 (1) 個人情報取扱い及び情報セキュリティに関する特記 乙は、本仕様書に規定される業務を実施するに当たって、甲の個人情報の取扱い及び情報セキュリティを確保するため、別添「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。 (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙の協議の上、定めるものとする。</p>

上伊那成年後見センター設置に関する協定書

伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及びび宮田村（以下「協定市町村」という。）は、成年後見制度等の普及及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のための事業の実施にあたり、共同して実施する事業（以下「センター事業」という。）等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協定市町村は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の人権を尊重し、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携及び協働により、効率的に支援することを目的として、センター事業を実施する。

(センター事業)

第2条 センター事業は、要綱により別に定める。

(事業計画)

第3条 センター事業に関する事業計画は、計画年度の前年度中に協定市町村の協議により策定する。

(センター事業の実施方法)

第4条 センター事業は、常勤の社会福祉士を配置する事業者へ委託する。

(センター事業に係る事務所)

第5条 センター事業に係る事務所は、次に置く。

伊那市山寺298番地1 福祉まちづくりセンター内

2 前項の事務所の呼称を上伊那成年後見センターとする。

(経費の負担)

第6条 協定市町村においてそれぞれ応分の負担をすることとし、各年度の負担額は前年度末までに協定市町村の協議により定める。

(損害賠償)

第7条 センター事業の実施に伴い、賠償すべき損害が第三者に対して発生した場合は、センター事業の受託法人の加入する保険により対応する。

(苦情処理)

第8条 センター事業に係る苦情は、センター事業の受託法人が解決することを原則とするが、センター事業の委託者として苦情解決を要する場合には、協定市町村が連携して解決することとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定についての疑義は、その都度協定市町村が協議して定める。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(協定の更新)

第11条 この有効期間満了前1か月前までに、協定市町村のいづれかから何らかの意思表示が行われないときは、有効期限満了の翌日において向こう1か年間順次協定を更新したものとみなす。

上記協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

伊那市長 ○○ ○○

駒ヶ根市長 ○○ ○○

辰野町長 ○○ ○○

箕輪町長 ○○ ○○

飯島町長 ○○ ○○

南箕輪村長 ○○ ○○

中川村長 ○○ ○○

宮田村長 ○○ ○○